

申 入 書

令和3年1月25日

予防接種・ワクチン分科会 御中
厚生労働省健康局健康課予防接種室 御中

全国B型肝炎訴訟原告団
代 表 田 中 義 信
全国B型肝炎訴訟弁護団
代 表 佐 藤 哲 之

【申入の趣旨】

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団は、予防接種・ワクチン分科会及び予防接種基本方針部会、副反応検討部会、研究開発及び生産・流通部会の傍聴体制に関して、別紙「予防接種・ワクチン分科会及び各部会の傍聴体制に関する申入事項」のとおり対応されるよう申し入れる。

【申入の理由】

令和2年7月17日以降の予防接種・ワクチン分科会及び各部会の開催状況、傍聴体制は、厚生労働省のホームページによると別紙「予防接種・ワクチン分科会及び各部会の傍聴体制の状況」のとおりとなっており、傍聴制限をされる会議が増えている。

しかし、予防接種・ワクチン分科会及び各部会の会議は公開とされている（厚生科学審議会運営規程第5条1項本文）。また、そもそも、予防接種・ワクチン分科会及び各部会は、予防接種施策を策定・遂行していくにあたり国民への公開性をより高めるため、国民的議論を行う場として設置されたものである（厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の平成24年5月23日「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」）。

かかることからすれば、予防接種・ワクチン分科会及び各部会の傍聴は、誰でも希望すれば実際に傍聴できる体制になっていなければならないはずである。

もっとも、本年においては、新型コロナウイルスの問題が生じたため、感染拡大防止という観点から、予防接種・ワクチン分科会及び各部会の傍聴体制を検討する必要性があることについては否めない。

ところが、別紙「予防接種・ワクチン分科会及び各部会の傍聴体制の状況」からも明らかのように、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からの検討が必要となった令和2年7月17日以降の予防接種・ワクチン分科会及び各部会の傍聴体制は統一されていないだけでなく、過度で不合理と考えられる傍聴制限が多い。

例えば、副反応検討部会においては、従前と同様、傍聴者の職種を限定することもなく、傍聴希望者が多数の場合は抽選が実施されるものの、傍聴可能人数が60名程度とされているにもかかわらず、第39回予防接種基本方針部会では、傍聴可能人数が若干名と極めて限定されており、傍聴希望者が多数の場合は報道関係者等の状況を勘案の上、抽選を行うこととされている。また、第24～25回研究開発及び生産・流通部会、第17回予防接種・ワクチン分科会、第41～43回予防接種基本方針部会においては、傍聴をすることができる者は報道関係者に限定されており、一般の者が傍聴することができなくなっている。

かかる状況の下では、国民への公開性が高まるどころか、失われていくばかりである。今後、予防接種・ワクチン分科会及び各部会において、新型コロナウイルスのワクチンやその予防接種のあり方に関する議論など、国民にとって関心の高い議論がなされることが予想されることに鑑みても、今後の予防接種・ワクチン分科会及び各部会の傍聴体制については、傍聴制限は最小限にとどめ、できる限り公開性を保つべきである。

以上の理由により、申入の趣旨のとおり申し入れる次第である。

(別紙)

予防接種・ワクチン分科会及び各部会の傍聴体制に関する申入事項

1. 傍聴をすることができる者を報道関係者等、特定の職種に限定されないようにされたい。

この点については、副反応検討部会で実際に運営できている以上、他の会議においても同様に運営できて然るべきである。

2. そのうえで、新型コロナウイルス感染拡大の防止の必要性があることから、実際に会議の場で傍聴できる人数が限定されることになった場合においても、広く国民が傍聴できるようにオンライン（z o o m・Y o u T u b e等）で傍聴できるような体制を早急に整えられたい。

この点については、実際第39回・第42～43回予防接種基本方針部会及び第24～25回研究開発及び生産・流通部会並びに第50回副反応検討部会において、委員の参加についてであるが、z o o mが導入されているところ、傍聴においてもz o o mを導入することは十分可能であると考えられる。

実際、我々全国B型肝炎訴訟原告団・弁護士と厚生労働大臣との定期協議においても、z o o mを用いて実施されている。

また、令和2年10月8日に開催された第14回厚生科学審議会（健康危機管理部会）及び令和3年1月15日に開催された第25回肝炎対策推進協議会においては、会議自体をオンラインにて開催しており、オンライン会議の様子をY o u T u b e（厚生労働省動画チャンネル（Y o u T u b e））においてライブ配信にて公開されていることから、同様の方法を用いて会議を開催することは十分可能であると考えられる。

3. さらに、予防接種・ワクチン分科会及び各部会の開催日当日に傍聴ができなかった者でも傍聴できるよう、会議を録画の上、いわゆるアーカイブ配信ができるような体制を早急に整えられたい。

この点については、上記2で指摘したようにオンライン会議の様子をライブ配信にて公開されていることから、ライブ配信の様子を後日配信することも十分可能であると考えられる。

以上

予防接種・ワクチン分科会及び各部会の傍聴体制の状況

1 第48回副反応検討部会

(1) 開催日及び開催場所

令和2年7月17日、TKPガーデンシティ PREMIUM 田町ホール 4B+4C

(2) 傍聴体制

傍聴可能人数60名程度（応募者多数の場合は、抽選を実施します。）

2 第39回予防接種基本方針部会

(1) 開催日及び開催場所

令和2年8月26日、Web会議、中央合同庁舎5号館 専用21会議室

(2) 傍聴体制

傍聴可能人数若干名。申込者が多数の場合、報道関係者等の状況を勘案の上、抽選を行うこととしております。

3 第24回研究開発及び生産・流通部会

(1) 開催日及び開催場所

令和2年8月28日、Web会議、中央労働委員会会館講堂

(2) 傍聴体制

報道関係者のみ傍聴可

4 第49回副反応検討部会

(1) 開催日及び開催場所

令和2年9月25日、浅草橋ヒューリックホテル

(2) 傍聴体制

傍聴可能人数60名程度（応募者多数の場合は、抽選を実施します。）

5 第17回予防接種・ワクチン分科会

(1) 開催日及び開催場所

令和2年10月2日、TKP新橋カンファレンスセンター ホール15E

(2) 傍聴体制

新型コロナウイルス感染症拡大防止、会場設営の都合上、報道関係者の方のみの傍聴とさせていただきます。

6 第41回予防接種基本方針部会

(1) 開催日及び開催場所

令和2年11月9日、中央労働委員会講堂

(2) 傍聴体制

新型コロナウイルス感染症拡大防止、会場設営の都合上、報道関係者の方のみの傍聴とさせていただきます。

7 第42回予防接種基本方針部会及び第25回研究開発及び生産・流通部会

(1) 開催日及び開催場所

令和2年12月10日、Web会議、中央合同庁舎5号館 専用第21会議室

(2) 傍聴体制

新型コロナウイルス感染症拡大防止、会場設営の都合上、報道関係者の方のみの傍聴とさせていただきます。

8 第43回予防接種基本方針部会

(1) 開催日及び開催場所

令和2年12月25日、Web会議、中央合同庁舎5号館 専用21会議室

(2) 傍聴体制

新型コロナウイルス感染症拡大防止、会場設営の都合上、報道関係者の方のみの傍聴とさせていただきます。

9 第50回副反応検討部会

(1) 開催日及び開催場所

令和2年12月25日、Web会議、労働委員会会館講堂（7階）

(2) 傍聴体制

傍聴可能人数60名程度（応募者多数の場合は、抽選を実施します。）